

米国の関税措置に関する総合対策タスクフォースの構成員の指名について

〔令和 7 年 4 月 11 日〕
米国の関税措置に関する総合対策本部長決定

米国の関税措置に関する総合対策本部の設置について（令和 7 年 4 月 8 日閣議決定）第 3 項の規定に基づき、米国の関税措置に関する総合対策タスクフォースの構成員を次のとおり指名する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房長官 経済再生担当大臣
議長代理	大串内閣府副大臣
副議長	国定内閣府大臣政務官
構成員	内閣官房副長官（事務） 内閣官房国家安全保障局長 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当） 内閣官房米国の関税措置に関する総合対策本部事務局次長で議長の 指名する者 関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者